

令和4年度子育て世帯 生活支援特別給付金のご案内



子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

【ひとり親以外の低所得の子育て世帯】

①②の両方に該当する方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和4年3月31日時点で

18歳未満の児童（障がい児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等
（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② 令和4年度**住民税(均等割)が非課税**の方 または、
令和4年1月1日以降の収入が急変し、

住民税非課税相当の収入となった方

【ひとり親世帯】（※今回の給付金を受け取った方を除く）

③～⑤のいずれかに該当する方（対象児童は、①と同様）

③ 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方

④ 公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金などが該当します）

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて**家計が急変**するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方



2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**6万円(国5万円+北海道1万円)**です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

3. 給付金の支給手続き

【申請が不要な方】(表面1の①または③に該当する方)

- ① 令和4年4月分の**児童手当または特別児童扶養手当の受給者**で
住民税非課税の方
- ② 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方 ※北海道より支給済み

※①対象の方には、鷹栖町より通知を送付します。支給を希望しない場合は、受給拒否届を返送してください。

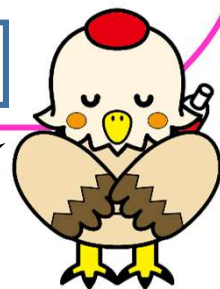
※児童手当または特別児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

【申請が必要な方】(上記以外の方 例:高校生のみを養育している方)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援係窓口、または郵送により提出してください。
- 申請書は、鷹栖町ホームページでダウンロード、または子育て支援係でお渡しできます。
- 給付金の支給要件に該当する方に、申請内容を確認し、指定口座に振り込みます。

申請期限:令和5年3月10日(金)(消印有効)

対象かもしれない！という方や他の生活支援の相談をしたい方なども気軽にご連絡ください！



お問い合わせは



鷹栖町南1条3丁目2番1号(サンホールはぴねす内)
鷹栖町健康福祉課子育て支援係「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
電話: 0166-87-2112(内線503)

子育て世帯生活支援特別給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに鷹栖町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに鷹栖町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。